

監査事務の概要

1 監査とは

監査とは、地方自治法等の法令に基づき、監査委員が市の財務に関する事務の執行等について公正不偏の立場から監査するもので、本市では監査基準、監査等の基本方針及び監査計画を策定し実施しています。

監査委員は、市長の指揮監督から職務上独立した独任制の執行機関であり、本市では、識見を有するものから選出された委員2人と議員から選出された委員2人の4人の監査委員がおります。識見を有するものから選出された委員2人のうち1人が代表監査委員（常勤）となっています。

識見委員 高 梨 邦 彦（代表監査委員・常勤）

識見委員 橋 本 慎 一（非常勤・弁護士）

議選委員 栗 原 大（非常勤）

議選委員 渡 部 俊 明（非常勤）

2 組 織

監査委員には、監査委員事務局が置かれています。

3 主な監査の種類

（1） 財務監査

財務に関する事務の執行について正確性、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から監査します。

（2） 行政監査

事務の執行について経済性、効率性及び有効性のほか、正確性及び合規性の観点から監査します。本市では、財務監査に併せてテーマを定め実施するものと、財務監査とは別にテーマを定め単独で実施するものがあります。

（3） 小・中学校等監査

市立小中学校等において、主に児童及び生徒の安全が確保されているか、現金の保管及び出納が適正に行われているかについて、正確性、合規性を中心とする観点から監査します。

（4） 工事監査

工事に係る計画、設計、積算、契約及び施工が適正に行われているかについて、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性、併せて工事の安全性を観点として

監査します。

(5) 財政援助団体等監査

市が財政的援助をしている団体等に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを観点として監査をします。主なものは次のとおりです。

ア 出資団体監査

市が当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人の当該出資金等に係る出納その他の事務の執行について監査します。

イ 財政援助団体監査

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体等の当該補助金等に係る出納その他の事務の執行について監査します。

ウ 指定管理者監査

市が公の施設を管理することについて指定している団体の、施設の管理に係る出納その他の事務の執行について監査します。

(6) 住民請求監査等

市民の方が、市長等執行機関などによる財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為（又は怠る事実）が違法又は不当であると認め監査を請求したとき、市長、議会から監査の請求及び要求があったときに監査します。

(7) 内部統制評価報告書審査

市長による評価が、評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを観点として審査します。

(8) 決算審査

市長から毎年度審査に付される決算書及びその他附属書類について、法令に規定された様式により作成されているか、記載金額等が関係帳簿及び証拠書類の金額と一致しているかどうか等について審査します。

(9) 健全化判断比率等の審査

市長から毎年度審査に付される健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているかを審査します。

(10) 例月現金出納検査

会計管理者及び企業出納員が保管する現金及び預金を毎月検査します。

4 監査の結果及び監査の結果に基づく措置の公表

監査委員は、監査の結果を議会及び市長に報告するとともに、市掲示場及びホームページ等で公表します。また、監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったときは、これを公表します。

お問い合わせは、監査委員事務局へ

電話 042-769-8291

Eメール kansa@city.sagamihara.kanagawa.jp